岡山市当新田環境センター
長期包括運営業務委託

実 施 方 針

平成 27 年 8 月

岡　山　市

目　次

岡山市（以下「市」という。）は、岡山市当新田環境センター（以下「本件施設」という。）において、岡山市当新田環境センター長期包括運営業務委託（以下「本事業」という。）を実施します。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、市の方針を定めるものです。

Ⅰ　事業概要に関する事項

1　事業内容

（1）事業名

岡山市当新田環境センター長期包括運営業務委託

（2）施設の概要

施設名称	岡山市当新田環境センター	
所在地	岡山市南区当新田 486 番地 1	
処理能力	300t/24h（150t/24h×2 炉）	
炉形式	全連続燃焼式流動床炉	
建設年度	着工：平成 2 年 9 月 竣工：平成 6 年 1 月	
設計施工	株式会社荏原製作所	
処理対象物	可燃性一般廃棄物（収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他自治体ごみ）	
各設備方式	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	流動床式燃焼方式（全連続燃焼式）
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
	排ガス処理設備	有害ガス除去装置 （反応塔：現在は減温塔として使用） バグフィルタ 消石灰供給装置 反応助剤供給装置
	余熱利用設備	復水タービン式（1,960kW） 温水プール余熱供給設備
	通風設備	一次送風機 二次送風機 誘引通風機 空気予熱器
	灰出し設備	不燃物取出装置 不燃物振動ふるい 磁選機 固化物ピット 不燃物処理：場外搬出（ｾﾒﾝﾄ原料化） 集じん灰処理：場外搬出（ｾﾒﾝﾄ原料化）
	給水設備	上水
	排水処理設備	
	・プラント系排水	凝集沈殿・炉内噴霧、一部下水道放流
	・生活系排水	下水道放流
	・ごみピット汚水	炉内噴霧蒸発酸化処理
	電気設備	高圧受電（6,600V）

付帯施設	・工場棟・管理棟（延床面積　9,350.59㎡） ・計量棟（延床面積　26.70㎡） ・構内道路、駐車場 ・植栽、門扉・囲障 ・その他建築付属設備（注１）
その他	・本件施設から当新田事業所及び水路清掃事業所等へ電力供給を行っています。 ・本件施設敷地内（以下「本件敷地内」という。）には、洗車場及びBDF給油施設があります。 ・本件施設の北側にある余熱利用施設へ熱供給（蒸気）を行っています。 ・本件施設は、「エネルギー管理指定工場」には該当しません。 ・本件施設は、消防法（昭23年法第186号）第17条3の2及び3の3の規定による防火対象に該当します。

（注１）「その他建築付属設備」とは、本件施設に付属する建築設備（照明、通信、換気、空調、エレベータ、消防、電気、給排水、自動開閉扉等）、事務室、居室、浴室、トイレ等をいいます。

（３）施設の管理者

岡山市長　大森　雅夫

（４）事業目的

本事業は、本件施設に搬入される一般廃棄物を効率的かつ適正に処理することを目的とします。

（５）事業概要

本事業は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ（以下「落札者」という。）と本事業の契約を締結し、契約した事業者（以下「受託者」という。）に、市が収集する可燃ごみ（以下「収集ごみ」という。）、市・市民が直接搬入する可燃ごみ及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ（以下「持込ごみ」という。）、市の許可業者が搬入する可燃ごみ（以下「許可ごみ」という。）、他自治体から処理の依頼を受けて市が搬入を認めた可燃ごみ（以下「他自治体ごみ」という。）並びに水処理施設等から排出される脱水汚泥（以下「脱水汚泥」という。）等の処理を行うため、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものです（以下、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他自治体ごみ及び脱水汚泥を含めて「本件廃棄物」といい、本件廃棄物のうち、処理不適物を除いたものを「処理対象物」という。）。

市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）に亘って本件施設を所有し、受託者は、本件施設を運営維持管理するものとします。受託者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとしますが、添付資料③に示す本件施設の設計・施工企業（以下「施工企業」という。）からの調達が必要となる部品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものと

します。また、特定調達品の定期点検、補修についても、自ら調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により調達することができるものとします。

落札者及び受託者は、平成27年度現在で本件施設の運転管理業務を実施している事業者（以下「既存運転事業者」という。）及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、既存運転事業者等からの引継ぎを行います。また、受託者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定します。

①事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとします。

・事業期間　：契約締結日から平成38年3月31日
・事業準備期間　：平成28年2月下旬から平成28年3月31日
・乖離請求期間　：平成28年4月1日から平成29年3月31日
・運営期間　：平成28年4月1日から平成38年3月31日

②契約の形態

市は、受託者と本件施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結します。

③協定書の締結

市は、本事業の公募前までに、施工企業と添付資料②に示す条件を含む協定書（特定調達品に係る協力事項及び条件等を規定したもの）の締結を予定しています。

（6）関連法令等の遵守

受託者は、本事業の実施にあたり、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守するものとします。

（7）事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定しています。

①入札公告	平成27年9月下旬から10月上旬
②事業者の選定、落札者の決定	平成27年10月上旬から平成28年1月下旬
③事業契約締結	平成28年2月下旬
④事業準備期間	平成28年2月下旬から平成28年3月31日
⑤運営維持管理業務の開始	平成28年4月1日
⑥契約終了	平成38年3月31日

２　受託者が実施する業務の範囲

受託者が実施する主な業務は、次のとおりとします。

（１）受託者が実施する主な業務の範囲

本事業において受託者が実施する業務範囲は次のとおりとします。
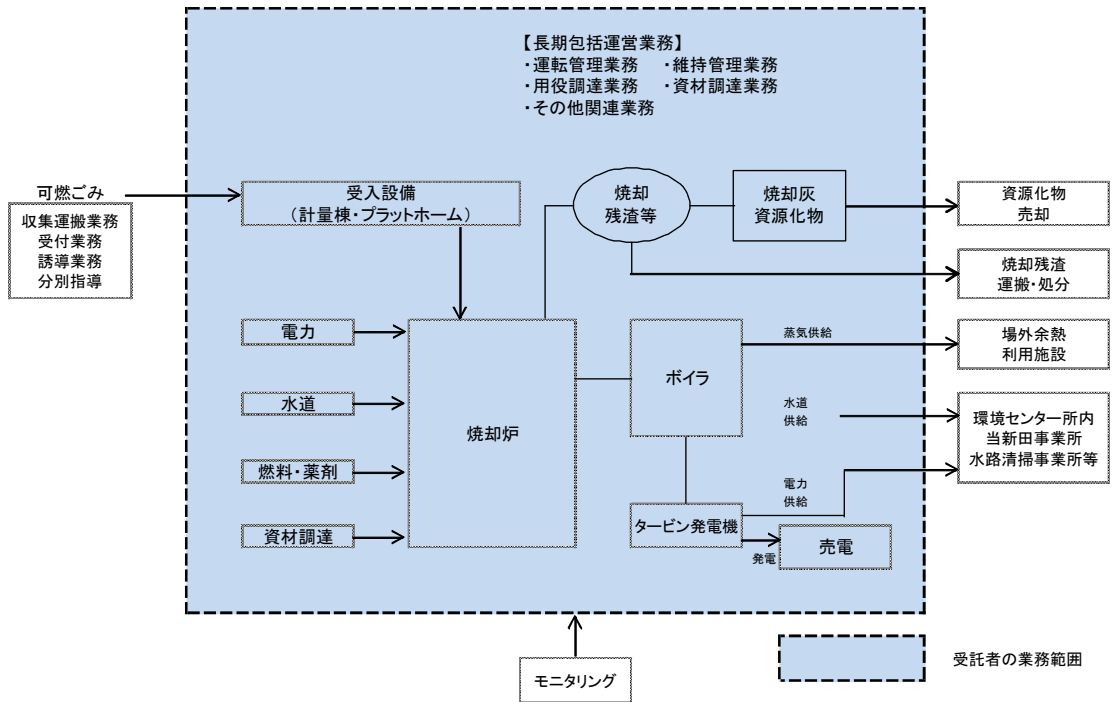
※受託者の電気主任技術者の管理範囲は当新田事業所、水路清掃事業所等の自家用電気工作物を含む

（２）受託者が実施する業務内容

市と受託者との業務内容の区分の概要は下表のとおりです。詳細については別に定めます。

項目		内容	市	受託者
搬入・受付管理業務	収集ごみの搬入	家庭から排出されるごみの収集、運搬及び搬入を行う。	○	
	受付業務	計量棟における受付業務を行う。	○	
		ごみの搬入及び資源化物を搬出する車両を記録・確認し、管理する。	○	
	料金徴収	ごみの直接搬入者から、料金を徴収する。	○	
		ごみ処理手数料徴収に係る通知・書類を作成する。	○	
	プラットホーム業務	搬入車両の確認・車両誘導等を行う。	○	
		処理不適物の混入、確認指導を行う。	○	△※1
運転管理業務	ごみクレーン操作	ごみクレーンの操作を行う。		○
	運転管理計画の策定	処理計画に基づき、施設の点検・補修等を考慮した運転計画を策定する。		○
		施設の運転操作等に関するマニュアルを作成する。		○
		運転員への教育訓練を行う。		○
	適正運転	関係法令、公害防止条件等を満たすよう施設を運転（監視・操作・点検・測定）する。		○
	用役利用計画の作成	運転計画に基づき、用役利用計画を策定する。		○
	用役の調達	用役利用計画に基づき、燃料、薬剤等を調達する。		○
		用役利用計画に基づき、電力、上水等を調達する。（契約含む）		○
	余熱利用計画	運転計画に基づき、余熱利用計画を策定する。		○
	余熱供給	場内利用（給湯等）		○
		余熱利用施設に熱供給を行う。		○
		余熱利用施設への熱供給に関する契約を締結する。	○	
	発電	発電計画を作成し、余熱を利用して発電を行う。		○
	売電収入	余剰電力の売電を行い、収入を得る。		○
	資源化物の売却	資源化物の積込み・運搬作業を行う。		○
		資源化物の売却を行い、売価に伴う収入を管理する。	○	
	焼却残渣等の搬出	焼却残渣（飛灰・不燃物）の積込み作業を行う。		○
		焼却残渣（飛灰・不燃物）の運搬・処分を行う。	○	
	処理不適物の搬出	処理不適物の積込み作業を行う。		○
		処理不適物の運搬・処分を行う。	○	

項目		内容	市	受託者
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定	施設の点検計画を策定する。		○
		機器の維持・補修計画を策定する。		○
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査（法定点検・自主点検）を行う。		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○
		建物、建築設備、周回道路等の補修を行う。		○
	大規模修繕	施設の大規模修繕		○※2
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗品、予備品の調達、管理を行う。		○
	施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査（第三者機関への委託）を実施する。		○
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。		○
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、余熱利用管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、市に報告する。		○
		各種記録のデータを管理・保管する。		○
		設計図書類を管理・保管する。		○
	環境管理	ごみ質の測定分析を行う。		○
		排ガス、排水、焼却残渣等の測定分析を行う。		○
		作業環境の測定分析を行う。		○
		周辺環境の測定分析を行う。		○
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△※3
		見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行う。		○
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△※3
	清掃業務	施設内を清掃し、常に清潔に保つ。		○
	植栽管理	植栽、除草などの維持管理等を行う。		○
	安全管理	作業環境の安全管理及び施設の防火管理に努める。	△※4	○
	警備	場内の警備体制を整備する。		○
	重機	点検及び燃料確保を行う。		○
	地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○

※1　ピット内等で明らかに目視可能な不適物があった場合の除去は受託者の範囲

※2　受託者は大規模修繕（設備一式の更新等）が発生しないよう適切な維持管理を行う

※3　主対応は市で行うが、受託者は必要な支援を行う

※4　市は受託者と協働して安全管理に努める

（３）運営維持管理業務の準備業務等

落札者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとします。

また、受託者は、運営期間及び運営期間満了後10年間に亘るライフサイクルでの本件施設の運営維持管理の考え方（以下「運営維持管理の考え方」という。）並びに事業初年度における運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画、修繕計画書、財務計画書（以下「事業実施計画書」という。）及び運営期間における事業実施計画書を提出し、市に確認を受けるものとします。学習計画書及び事業実施計画書に記載すべき項目は、募集要項等に定めるものとします。

（４）本件施設の運営維持管理業務

受託者は、以下の業務を自らの責任と費用において実施することとします。

①運転管理業務

ア．処理対象物の適正処理

受託者は、募集要項等に示された環境関連の法規制や施設基準値等を遵守し、処理対象物の焼却処理を適正に行うこととします。

イ．用役の確保

受託者は、本件施設の運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の用役調達を含む）を実施することとします。また、本件施設及び本件敷地内の各所（当新田事業所及び水路清掃事業所等を含む）において使用する電力、上下水道について、電気事業者、水道局及び下水道河川局との契約を行い、料金を支払うものとします。受託者が必要となる電話、テレビ受信についても受託者が契約を行い、料金を支払うものとします。

ウ．発電業務

受託者は、焼却処理に伴いボイラで発生させた蒸気を蒸気タービンに送気して発電することとします。なお、余剰電力については売電（売電収益は受託者に帰属する）を行うことから、受託者が市と協議の上、発電計画の立案を行うこととします。

エ．電力及び熱の供給

受託者は、本件施設及び本件敷地内の各所（当新田事業所及び水路清掃事業所等を含む）へ安定的に電力供給を行うこととします。また、本件施設の北側約 200m に位置する余熱利用施設へ安定的に熱供給（蒸気）を行うこととします。

余熱利用施設へ供給する条件は、次のとおりとします。

・熱媒：785kPa の飽和蒸気
・供給量：3t/h
・供給時間：24 時間

また、蒸気配管等の管理は、本件施設から余熱利用施設取合点までの範囲とします。

オ．焼却残渣等の搬出

受託者は、本件施設において発生する焼却残渣（飛灰・不燃物）を市が指定する車両等に積込みを行うこととします。なお、排水処理設備等において発生する汚泥・スラッジ等については、本件施設内において処理できるものとします。

②維持管理業務

ア．維持管理

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検・整備、各種修繕・補修、更新等を行うこととします。なお、本件施設の維持管理に必要な業務（消耗機材、予備品の調達・管理を含む）を実施することとします。

イ．大規模修繕

市は、本件施設のこれまでの運営状況等から、市が現在計画している設備・機器の修理、更新、取替工事及び法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の大規模な修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定していることから、受託者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うものとします。ただし、運営期間中において、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができます。市は、かかる提案がされた場合は、受託者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議することにします。

ウ．特定調達品の調達等

受託者は、本件施設の施工企業から調達が必要となる特定調達品については、その調達及び当該部品の定期点検、修繕について、施工企業の協力により調達できるものとします。

エ．施設機能検査の実施

受託者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等につき、機能検査を毎年１回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を３年に１回以上行うこととします。また、関係法令等に基づく法定点検を実施することとします。

③その他業務

ア．運営維持管理体制の構築

受託者は、本事業の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営維持管理体制を構築することとします。

イ．主任技術者の設置

受託者は、電気事業法上の設置者となり主任技術者を配置し、本件施設及び本件敷地内の自家用電気工作物に係る責任を負うものとします。

なお、設置者の届出等、必要な手続きは受託者で実施することとします。

ウ．事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受託者は、焼却炉・ボイラ等の築炉整備により生じる廃耐火物等、本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物（焼却残渣等を除く）を関係法令に基づき適切に処理することとします。

エ．許認可取得への協力

受託者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、必要な協力を行うこととします。

オ．官庁等への各種提出書類の作成

受託者は、市が行う官公庁等への各種資料提出にあたり、資料等を作成することとします。

カ．データの保管及び報告書の作成等

受託者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ、その他市が業務監視を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこととします。

キ．見学者に関する業務

受託者は、本件施設の見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行うこととします。また、市が対応する本件施設の見学者及び行政視察に関して、必要な支援を行うこととします。

ク．建物、建築設備等の維持管理

受託者は、本件施設の建築物、その他付属する建築設備、本件敷地内（当新田事業所及び水路清掃事業所等を除く）の道路、駐車場、外溝、外灯、地下埋設物の工作物等について維持管理を行うこととします。

ケ．清掃及び植栽等の管理

受託者は、本件施設の清掃、本件敷地内の清掃（当新田事業所及び水路清掃事業所等を除く）、本件施設敷地内の植栽の管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施することとします。

コ．環境測定

受託者は、法令上必要となる測定、分析等を行うこととします。また、本件施設内の作業環境の測定分析を行い、作業環境の保全に努めることとします。

サ．安全衛生管理及び警備

受託者は、本件施設及び本件敷地内（計量棟、当新田事業所及び水路清掃事業所等を除く）の安全衛生管理及び警備業務を行い、防犯に努めることとします。

シ．防火管理

受託者は、本件施設及び本件敷地内（当新田事業所及び水路清掃事業所等を除く）の防火管理を行うこととします。

ス．車両、重機等

受託者は、本事業において必要な車両、重機等は、本件施設の運転管理、維持管理に最適なものを用意し、その維持管理を行うものとします。ただし、本件施設において市が現在保有している車両（フォークリフト１台）は貸与しますが、点検等の維持管理は受託者において行うこととします。

セ．地域社会への貢献

受託者は、地域社会との共生に努め、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行うものとします。

ソ．市が行う環境配慮活動への協力

受託者は、運営維持管理業務に際し、市が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこととします。

タ．市が使用する設備の維持管理

市は、「Ⅰ．３　市が実施する業務の範囲」に示す業務、「Ⅲ．３　市による事業の実施状況の監視」に関する業務等を実施するため、本件施設の管理棟・計量棟・プラットホーム・駐車場等を使用しますが、これらの設備の維持管理及び電力・水道等の調達についても受託者が行うこととします。

（５）事業期間終了時の協力

市は、本件施設について平成38年度以降も稼働を予定しています。したがって、本事業の事業期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続することも考えられるため、市及び市が指定する第三者への引継ぎが可能となるよう、受託者は以下の業務を行うものとします。

・本件施設の運営維持管理業務に必要な書類等の整備と提出（図面、事業実施計画書、運営維持管理業務にかかる履歴、精密機能検査報告書、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法等）
・市及び市が指定する第三者への引継業務（教育訓練を含む）
・事業期間終了後の維持管理計画の立案
・本件施設の確認検査の実施　等

３　市が実施する業務の範囲

市は、以下の業務を実施することとします。

（１）処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市が収集する一般廃棄物で、本件廃棄物となるものを本件施設に搬入します。

（２）本件廃棄物の受付

市は、計量棟において本件施設に搬入された本件廃棄物の受付業務（記録・確認・料金収受等）を行います。なお、ごみ処理に係る手数料は、市に帰属するものとします。

（３）プラットホーム内の車両誘導

市は、プラットホームにおいて本件廃棄物搬入車両の誘導及び分別指導を行います。

（４）処理不適物の搬出、処理・処分

市は、処理不適物を搬出、処理・処分します。

（５）焼却残渣（飛灰・不燃物）の処分

市は、焼却残渣（飛灰・不燃物）を搬出、処分します。

（６）資源化物の売却

市は、資源化物を売却、処分します。なお、資源化物の売却収益は市に帰属するものとします。

（７）本事業の実施状況の監視

市は、受託者により実施される運営維持管理業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について受託者と協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができます。実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器から得られる諸データ及び受託者から提出される各種報告書などにおいて行います。また、市は、必要に応じて、本件施設に係る計測及び分析を行うことができます。

市は、自ら又は第三者に委託することにより、本件施設の運転性能を確認するものとします。

（８）見学者及び行政視察への対応

市は、本件施設の見学者及び行政視察などへの対応を行います。

（９）委託費の支払

市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間に亘り受託者に支払います。なお、支払条件等の詳細については、募集要項等によるものとします。

（１０）余熱利用施設の熱供給契約

余熱利用施設への熱供給について、必要に応じて市と施設管理者との間で熱需給契約を締結します。

（１１）ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努めます。

Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項

1　募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者が募集要項に規定する本事業に参画するに足る資格を有していることを条件に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定します。

なお、本事業は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

現在､計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは､以下のとおりです。

（１）	公告	平成 27 年 9 月下旬から 10 月上旬
（２）	募集要項の公表	平成 27 年 10 月
（３）	募集要項に対する質疑回答	平成 27 年 10 月
（４）	資格審査申請書の受付締切	平成 27 年 10 月から 11 月
（５）	資格審査結果の通知	平成 27 年 11 月
（６）	現地視察の実施	平成 27 年 11 月
（７）	技術提案書・入札書等の提出	平成 27 年 11 月から 12 月
（８）	提案書内容確認	平成 27 年 11 月から平成 28 年 1 月
（９）	提案書内容に関するヒアリングの実施	平成 28 年 1 月
（１０）	落札者の決定	平成 28 年 1 月下旬
（１１）	契約協議	平成 28 年 2 月初旬
（１２）	契約締結	平成 28 年 2 月下旬

2　応募者の参加資格要件等

入札に参加する企業又は応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすものとします。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行います。

（1）応募者の構成

①応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とします。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。)、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、事業開始後、受託者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。)が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとします。

②応募グループにあっては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととします。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとします。

③代表企業又は構成企業の変更は認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。

④応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めません。

⑤財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできません。

⑥同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。

（２）応募者の参加資格要件等

①参加資格に関する要件

応募者は、以下の全ての要件を満たすこととします。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び岡山市契約規則第 2 条第 1 項の規定に該当しないこと。

イ. 本事業の資格審査申請書等の提出日から契約締結の日までの期間に、岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名保留期間中ではないこと。

ウ. 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当するものが所属していないこと、又は暴力団関係者がその事業活動を支配していないこと。

エ. 開札日時点において、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登録されていること。

オ. 開札日時点において、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

カ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

キ. 本事業に関する市のアドバイザリー業務を受注した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分

の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

②業務実績に関する要件

本件施設の運営維持管理業務の実施にあたり、応募者に求める実績等は以下のとおりです。応募者は、以下のいずれかの要件を満たすものとします。

ア．一般廃棄物処理施設の流動床式全連続焼却炉で、施設能力 150t/24h 以上かつ 1,000kW以上の蒸気タービン式発電設備が設置された施設の運転管理業務（注１）の元請実績（注２）を有していること。

イ．一般廃棄物処理施設の流動床式全連続焼却炉で、施設能力 150t/24h 以上かつ 1,000kW 以上の蒸気タービン式発電設備が設置された施設の長期包括事業の元請実績（注２）を有していること。

（注１）運転管理業務とは、施設管理者と単年度または複数年度契約による一般廃棄物を適正に処理する焼却施設の機器の監視･操作及び施設機能を維持するために行う日常的な補修・保全業務をいう。

（注２）元請実績とは、自ら又は自らが代表企業となって設立した特別目的会社が、施設管理者から直接に業務を請け負った実績をいう。

３　応募者の審査及び事業者の選定

応募者の審査及び選定については､以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い、行うこととします。

（１）委員会の設置

市は、応募者の審査にあたり岡山市環境局一般廃棄物処理施設運営業務委託競争入札参加資格等審査委員会（以下、「入札参加資格等審査委員会」という。）並びに岡山市環境局一般廃棄物処理施設長期包括運営業務委託総合評価一般競争入札技術評価委員会（以下、「技術評価委員会」という。）を設置します。

（２）落札者決定基準

落札者決定基準は、概ね以下のとおりを予定しています。なお、評価項目等の詳細は募集要項によるものとします。

落札者決定基準

［価格要素］

・本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理補修費、諸経費等）

［非価格要素］

・業務実施体制

・運転管理業務にかかる計画

・維持管理業務にかかる計画
・リスクへの対応能力
・財務的な安定性
・低炭素社会形成に向けた貢献
・地域への配慮

（3）落札者の決定方法

落札者は以下の手順で決定するものとします。評価方法等の詳細は募集要項によるものとします。なお、各段階の審査に関しては、入札参加資格等審査委員会並びに技術評価委員会において評価・審査を行い、その審査結果を受け、市が落札者を決定することとします。

①第1段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が2（2）「応募者の参加資格要件等」に示した要件を満たすことの確認を行います。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できることとします。

②第2段階：非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、3（2）の落札者決定基準に沿った視点で入札参加資格等審査委員会並びに技術評価委員会において評価を行い、非価格要素点を算定します。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示すこととします。

価格審査では、入札書に記載の金額に消費税を加えた金額が予定価格以下であることを条件に、算定式に基づき価格点を算定します。価格の点数化方法については、募集要項に示すこととします。

③第3段階：総合評価

②の非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算定します。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示すこととします。

（4）落札者の決定

市は、入札参加資格等審査委員会並びに技術評価委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を、落札者とします。

（5）審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表します。

4　応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として以下の書類を提出することとします。なお、各書類の詳細については、募集要項によるものとします。

（１）資格審査申請時の提出書類

①審査確認申請書類

②入札参加資格確認資料

（２）資格審査合格後の提出書類

①技術提案書

②事業計画書

③入札書

５　応募者に対する情報等の提供

（１）資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧することができます。なお、各資料の詳細については、募集要項によるものとします。

（２）本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、市が指定する方法により本件施設を視察することができます。なお、本件施設の視察の詳細については、募集要項によるものとします。

６　落札後の手続き

（１）契約の詳細協議

市と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細について協議するものとします。

（２）契約の締結

市は、落札者と本事業にかかる事業契約を締結します。

（３）事業準備期間

落札者及び受託者は、落札者が市に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行うものとします。また、落札者及び受託者は、本件施設に関して書面により質問することができ、市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行うものとします。詳細については、募集要項に示すこととします。

７　著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとします。

Ⅲ　受託者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　想定されるサービスの水準・仕様

受託者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間及び運営期間終了後１年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします。

２　想定されるリスク及び分担

（１）基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものです。

本件施設の運営維持管理業務の責任は原則として受託者が負うことになりますが、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については､市が責任を負うこととします。

（２）想定されるリスクの分担

市と受託者のリスク分担は、原則として添付資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項によるものとします。

３　市による事業の実施状況の監視

（１）基本的な考え方

市は、受託者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行います。受託者は、事業期間及び事業期間終了後１年間に亘り、本件施設の要求水準が満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うものとします。落札者及び受託者は運営維持管理業務に関する考え方を示すため、事業準備期間おける学習計画書及び、運営期間における事業実施計画書を提出し、市の確認を受けるものとします。

（２）運営段階

市は、受託者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受託者に求めることができるものとします。監視にあたっては、市は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができるものとします。原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開されるものとします。

また、本件施設の運営維持管理業務の状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、市は受託者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受託者に対して講じることができるものとします。

（３）事業期間終了段階

市は、受託者に対し事業期間終了前までに、事業期間終了後 10 年間に亘る本件施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改定並びに適切な維持管理補修を求めることができます。また、市は、事業期間終了時において、本件施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能にかかる確認検査を実施することができます。確認検査の内容は、精密機能検査に準ずるものとします。確認検査実施時に本件施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託料の支払いを留保し、施設の改善・検査の合格を条件に留保した委託料を支払います。なお、これら改善及び検査に係る一切について、受託者の責任と費用において実施するものとします。事業期間の終了にかかわらず、本件施設の機能確認、性能確認に合格することが事業契約終了の条件となります。

また、事業期間の終了後 1 年の間に、本件施設に関して性能未達が発生し、性能未達が受託者の運営維持管理業務等に起因するものであると判断された場合、受託者は、自らの責任と費用において補修等必要な対応を行うものとします。

Ⅳ　事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

　事業契約、これに基づく事業実施計画等の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と受託者は誠意をもって協議するものとします。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、岡山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

Ⅴ　事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

１　基本的な考え方

本事業では、事業契約等の規定に基づき、平成 38 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要があります。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受託者の経営破綻、又はその恐れが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとします。受託者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受託者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受託者に一定の猶予期間を与え、受託者の事業遂行能力の回復を待つこととします。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、市は、受託者との事業契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施する新たな民間事業者を募集することとします。

２　契約保証金等

市は、事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受託者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合などを想定し、受託者に契約保証金を設定させ、かかる損害への担保とします。この場合、受託者が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項によるものとします。

Ⅵ　その他本事業の実施に関し必要な事項

１　実施方針に関する意見・質問の受付

本実施方針に関する意見・質問がある場合は、添付資料④「実施方針に関する意見・質問書」を環境施設課まで電子メールの方法で行ってください。

なお、電話等による問い合わせには応じませんので留意してください。

〔意見・質問書の提出先〕

岡山市　環境局　環境施設課

（所在地）　　〒700-8554　岡山市北区大供一丁目２番３号

（Ｅ-mail）　　kankyoushisetsuka@city.okayama.jp

〔意見・質問の受付期間〕

平成 27 年８月 18 日（火）16:00 まで

２　実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記日程で市のホームページに公表します。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも全ての意見・質問について回答するものではありません。

〔意見・質問への回答〕

平成 27 年９月１日（火）予定

３　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがあります。

添付資料①

事業に係るリスク分担

市と受託者とのリスク分担の概要は下表のとおりです。詳細については別に定めます。

リスク項目		概要	分担	
			岡山市	受託者
共通	制度・法令リスク	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
	税制リスク	受託者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税等）、新税創設に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更、新税創設に伴うリスク	○	
	物価変動リスク	物価変動に係るリスク	○	○
	資金調達リスク	受託者が本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
	金利変動リスク	金利上昇に伴う資金の調達に係るリスク		○
	政治リスク	政策方針の変更による事業の停止・変更に係るリスク	○	
	許認可取得	受託者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	不可抗力リスク	天災等により事業の実施が不可能となる場合のリスク	○	
	一定の範囲内	天災等による損害が発生し、修復のため事業の遅延が発生する場合のリスク		○
	一定の範囲外		○	
	住民反対リスク	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
	債務不履行	受託者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
	第三者賠償	受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
		上記以外の場合のリスク	○	
	環境保全	受託者の業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準及び計画値不適合に関するリスク		○
運営段階	性能リスク 委託費超過リスク	提示条件の不備や、要求変更等、市の責めに帰すべき事由による場合のリスク	○	
		その他施設の運営維持管理業務において、本事業契約に規定する仕様及び性能の未達成等、受託者の責めに帰すべき事由による場合のリスク		○
	施設・設備 損傷リスク	事故や火災等により施設が破損した場合のリスク		○
		第三者の責めに帰すべき事由により施設が破損した場合のリスク	○	

リスク項目		概要	分担	
			岡山市	受託者
運営段階	不適正ごみ混入リスク	受託者の善良なる管理者の注意義務違反の場合のリスク		○※
		受託者の善良なる管理者の注意義務を以ってしても排除できない場合のリスク	○	
	技術革新	技術革新に伴い設備が陳腐化した場合において、新技術採用のためのコストが増大した場合のリスク	○	
	ごみ量・ごみ質変動リスク	搬入する本件廃棄物のごみ量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合、または、ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のリスク	○	
	発電収入変動リスク	計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にある場合のリスク		○
		計画からの発電量変動の帰責事由が受託者にない場合のリスク	○	
事業終了段階での施設の性能確保		事業終了時における施設の性能確保が未達の場合のリスク		○

○ ：リスクを負担する

※ ：ピット内等で明らかに目視可能な不適物があった場合の運転停止は受託者のリスク

添付資料②

協定書の主な内容

市と施工企業等は、運営維持管理業務に係る協力事項及び条件等に関し、以下のとおり合意する。

(1)　市は、一次選考（書類審査）を通過した企業に対して、市が現在所有する書類、次に示す書類を閲覧させることができるものとする。
ア　フローシート
イ　機器配置図、断面図
ウ　取扱説明書等
エ　EFD、単体機器図、製作図、工事関連図（架構図・配管図・ダクト図等）
(2)　市は、公募期間中に、一次選考（書類審査）を通過した企業に対して本件施設の見学の機会を設けることができるものとする。
(3)　市は、運営準備期間、市が契約した受託者を本件施設に立ち入らせ、運営準備に必要な範囲内で、以下を実施させるものとする。
ア　本件施設の運営維持管理業務の見学
イ　第１項に示す各種資料の閲覧
ウ　本件施設の現状確認
エ　本件施設の運営維持管理業務に関する質問
(4)　施工企業等は、市の求めに応じて説明員を派遣するものとする。
(5)　施工企業等は、受託者が添付資料③に示す特定調達品の供給等を求めた場合には、施工企業等と受託者の間で特定調達品の費用、納期、支払い条件その他の取引条件を交渉によって書面をもって定めるものとする。
(6)　施工企業等は、特定調達品の製造を中止する場合又はその調達先において中止される場合、市及び受託者に対して、当該特定調達品の製造中止時期を速やかに通知し、代替品又は代替品に係る情報を、市及び受託者に提供するものとする。

添付資料③

特定調達品のリスト

設備名	装置名	部品名	調達期間（参考）
焼却設備	給じん装置（プッシャ、掻取機、遮断ダンパを含む）	給じん機本体 プッシャ本体、掻取機本体、遮断ダンパ本体	6ヵ月
	焼却炉（散気装置）	分散ノズル	1.5ヵ月
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ（本体）	廃熱ボイラ本体	6ヵ月
	ボイラ給水ポンプ	ボイラ給水ポンプ本体	6ヵ月
余熱利用設備	蒸気タービン	蒸気タービン本体	10ヵ月
灰出設備	不燃物取出装置	不燃物取出装置本体	4ヵ月
電気計装設備	運転監視装置(DCS)	ユニバーサル・ステーション、アドバンストコントローラ、ハイウェイ・ゲートウェイ、PREXIONサーバ、帳票サーバ、帳票クライアント	6ヵ月
	燃焼制御装置(EFOC)	コントローラ、監視操作端末（HMI）	6ヵ月

※　調達期間は、発注から納品までの部品手配に要する標準的な期間を示す。

添付資料④

意見・質問［ ／ ］

岡山市当新田環境センター長期包括運営業務委託
実施方針に関する意見・質問書

1　提出者

提出者：(企業名)
　　　　(担当者名)
連絡先：(所在地)
　　　　(電話番号)
　　　　(FAX 番号)
　　　　(E-mail)

2　意見・質問等の内容

番号	項目	頁	箇所	内容
1				
2				
3				
4				
5				

※複数枚になる場合、2 枚目以降の番号は通し番号を付してください。